

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備等に関する政令案要綱

1. 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次により関係政令の整備を行うこととする。
 - (1) 災害その他やむを得ない理由による申請等の期限の延長の方式を規定するとともに、手数料の還付等について所要の規定の整備を行うこととする。(関税法施行令第1条の4及び税関関係手数料令第13条の2～第13条の4等関係)
 - (2) 電子帳簿等保存制度に関し、過少申告加算税の軽減措置を適用しない部分及び重加算税の加重措置を適用しない部分の税額の計算方法等を規定することとする。(関税法施行令第4条の12、第9条の2、第9条の5、第59条の12及び第83条等関係)
 - (3) 関税のキャッシュレス納付に関し、納付受託者の指定要件及び納付受託者の納付に係る納付期日等を規定することとする。(関税法施行令第7条の3及び第7条の4等関係)
 - (4) 特別緊急関税制度に関し、輸入数量の算出方法について、適用年度の更新に伴う所要の規定の整備を行うこととする。(関税暫定措置法施行令第14条関係)
 - (5) 特恵関税制度に関し、特恵関税の便益を与えない期間について、適用年度の更新に伴う所要の規定の整備を行うこととする。(関税暫定措置法施行令第25条関係)
 - (6) 関税定率法別表及び関税暫定措置法別表第1等に関し、品目分類の改正に伴う規定の整備を行うこととする。(関税暫定措置法施行令第38条等関係)
2. 関税割当制度の適用を受ける物品につき令和3年度又は同年度上期の関税割当数量を規定することとする。(関税割当制度に関する政令別表関係)。
3. 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する電子情報処理組織を使用して行うことができる業務を追加することとする。(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第1条及び別表関係)
4. その他所要の規定の整備を行うこととする。
5. この政令は、別段の定めがある場合を除き、令和3年4月1日から施行することとする。